

秋田市告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和7年12月3日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人雄和 福祉会	デイサービ スセンター 緑水苑	秋田市雄和石田字 苗代沢25番地1	令和7年11月30日	通所介護
株式会社 夢介護	だまこ亭	秋田市土崎港南一 丁目9番28号	令和7年11月30日	地域密着型 通所介護